

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# インドネシア共和国

食品表示

1. 一般的な要件 .....	1
2. その他の表示要件 .....	1
3. 特定製品の食品表示に関する追加情報 .....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

食品表示規定は、食糧法第 18 号/2012、第 8 章、第 96 条から第 103 条に記載されており、また広告規定は第 104 条から第 107 条に記載されている。BPOM 規定第 13 号/2016 では、加工食品の強調表示および広告を規定し (HK03.1.23.11.11.09909(2011)を置き換えている)、BPOM 規定第 31 号/2018 では加工食品製品の表示要件を規定する。

## 1. 一般的な要件

食品ラベル情報には、写真と書面の両方またはいずれか一方の形式で表されたあらゆる情報が含まれる。食品包装の一部に、配置、添付またはその一部を構成する食品に付随する他の形式の情報についても食品表示の一部と見なされる。インドネシア共和国の領土に入る小売包装された(フードサービスや施設部門向けの包装がされていない)食品の製造者または輸入者は、食品包装の上部、内部、または包装時にラベルを貼付けが義務付けられている。

補足ラベルは、簡単に剥がれたり、色褪せたり、損傷することのないような方法で実施し、また包装の目立つ場所で読み取り可能な位置に配置するものとする。インドネシア共和国においてはステッカーの貼付けが許可されている。補足ラベルは、通関手続きの前(インドネシア共和国の領土への到着前)に貼付けする必要がある、また製品登録番号の申請手続き中に BPOM が承認したラベルに従ったものでなければならない。食品の利益に関する記述または強調表示は、それらが説明可能である科学的根拠に基づく場合にのみ含むものとする。

小売食品のラベルには次の情報を含める必要がある：

- a. 製品名
- b. 成分表
- c. 正味重量または正味量
- d. 製造業者または輸入者の氏名および住所
- e. ハラルマーク(該当する場合)
- f. 日付と製造コードの両方またはいずれか一方
- g. 使用期日、月、年(ワイン、アルコール度数が 10%を超える飲料、酢、シヨ糖、保存期間が 24 時間未満のパンやケーキを除く賞味期限)
- h. BPOM 登録番号(輸入食品の場合は ML、国産食品の場合は MD)
- i. 特定食品の供給元

製品が商用販売を目的として他の食品として加工される場合、上記要件のうち少なくとも a、c、d、f および g を含める必要がある。

上記情報に加え、GoI が食品ラベルへの記載の有無に関わらず別の情報を定める場合がある。またラベルに表示する情報は、インドネシア語(バハサ)、アラビア数字、およびローマ字により表記または印刷するものとする。同意義のバハサ語が存在しない場合、外国語が使用される場合がある。ラベル主要部分の表記を不明瞭にする恐れのある画像や色彩、その他の装飾の形式での背景の使用は禁止されるものとする。

インドネシア共和国と米国の表示基準とは異なるが、米国の表示基準がインドネシア共和国の表示基準により虚偽や誤解を招くとの懸念はない。例えば、インドネシア共和国は、BPOM 規定第 9 号/2016 を通じて設定された独自の一日摂取許容量(ADI)または最大耐容一日摂取量(MTDI)レベルを維持しており、標準的な米国の栄養成分パネルを適用することが可能だ。

## 2. その他の表示要件

上述した表示基準の概要に加えて、加工食品のラベルに栄養成分を明記すると共に、食品が放射線照射を受けている、有機栽培である、または GMO を含んでいる場合については、その旨を表示しなければならない。また表示には、調合手順(粉ミルク、妊婦用食品、特別食)、保管方法(アイスクリーム、ボトルウォーター、加工肉)、食べ方に関する注意事

項、使用目的(乳児、幼児、妊婦、授乳婦、スポーツ選手)、および必要性に応じた警告を含む必要がある。

## 2D バーコード

BPOM 規定第 33 号/2018 に基づき、2018 年 12 月 7 日以降に登録番号を取得した加工食品(特殊栄養食品を除く)は、製品ラベルに 2D バーコード識別を適用する必要がある。この 2D バーコード識別は、BPOM によって発行されて登録番号(M/L)と使用期限の情報とを含む。特殊栄養食品には、BPOM または企業のいずれかが発行することのできる 2D バーコード認証が必要となっており、下記に示すような詳細な情報をさらに含むものとする。

- a. 登録番号
- b. バッチ番号／製品コード
- c. 使用期日
- d. 製品のシリアル番号

## 3. 特定製品の食品表示に関する追加情報

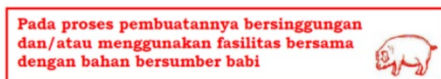
### a. 豚肉の食品成分

豚肉由来商品には「MENGANDUNG BANBI」(豚肉入り)の文言が入ったラベルを貼付ける必要がある。ラベルは赤色で記載され、下記に示すように白い背景に豚の絵とともに赤色の長方形枠で囲む必要がある。



豚肉由来の食品には、ゼラチン、酵素、脂肪、コラーゲン、初乳成分、血液エキス、加水分解ヘモグロビン、ケラチン毛髪エキス、胎盤、タンパク質、胸腺エキス、胸腺加水分解物、胃エキス、成分(ステアリン酸、パルミチン酸、グリセロール)油、腎臓抽出物、ショートニング、増粘剤、乳化剤、安定剤、L-システイン、モノグリセリド、ジグリセリド、トリグリセリド、ナイアシンがある。

製造中に豚肉由来の物質と接触した食品には、以下に示す文言を含むラベルを貼付けするものとする:「Pada proses pembuatannya bersinggungan dan/atau menggunakan fasilitas bersama dengan bahan bersumber babi」(製造工程において豚肉由来物質を含む一般的な施設との接触および／または一般的な施設での使用をしている)



### b. アルコールを含む食品および飲料

アルコールを含む加工食品には、ラベルに含まれるアルコールレベル(%)とアルコールのキャリーオーバーを記載しなければならない。

アルコール飲料のラベルには次のことを含めなければならない:

- 「MINUMAN BERALKOHOL」(アルコール飲料)の表示および食品カテゴリー分類によるアルコール飲料の種類
- DIBAWAH UMUR 21 TAHUN ATAU WANITA HAMIL DILARANG MINUM (21 歳未満の人および妊娠中の飲酒は禁止している)
- 「mengandung alkohol ±...% (v/v) (アルコールを含む...± % v/v)

### c. 特殊栄養食品または食品利用

特別食の加工食品および医療ニーズまたは特殊栄養(PKGG<sup>1</sup>)の表示は、BPOM 規定第 1 号/2018 に基づき規制されており、以下を含めなければならない。

- a. 製品の種類
- b. 製品表示または製品の消費者に関する情報
- c. 製品に特別な調合が必要な場合の調合手順
- d. 一人前量の指示
- e. 保管の指示
- f. 必須ラベルまたは警告ラベルの通知
- g. 栄養価情報
- h. 特別食の加工食品製品には「KONSULTASIKAN DENGAN TENAGA KESEHATAN」(専門医へ相談する)の文言を記載する必要がある。
- i. 医療ニーズ向けの加工食品のラベルには次のような文言を含む必要がある。
  - 「HARUS DENGAN RESEP DOKTER」(処方箋のみ)
  - 「Produk bukan untuk penggunaan secara parenteral」(非経口使用を目的とした製品ではない)
  - 経鼻胃管による内部使用を目的とした製品の浸透圧値タンパク質源を含むその他の追加情報を明確に記載しなければならない。乳児、子供、妊婦、授乳婦を対象とした PKGG 製品における栄養および健康に関する表示、および放射線治療は禁止されている。

#### d. 乳児用食品(乳幼児用調製粉乳<sup>2</sup>および MP-ASI<sup>3</sup>)

乳児用食品は特別栄養区分に含まれ、乳幼児用調製粉乳と MP-ASI ラベルの要件は、BPOM 規定第 03.1.52.08.11.07235 号/2011 および 3 号/2014 に記載されており、BPOM 規定第 1 号/2018 で更新されている。上記の特別栄養表示要件に加え、乳児用食品は下記の情報を含まなければならない。

##### 乳幼児用調整粉乳向け

- a. 「PERHATIAN PENTING」(重要事項または全ての類似表現)を製品に記載する必要がある。
- b. 「Produk formula bayi bukan merupakan produk steril oleh karena itu perhatikan petunjuk penyajian」(乳幼児用調整粉乳は無菌製材ではないため、調合指示をよく確認する)の記述。
- c. 「ASI adalah makanan terbaik untuk bayi anda」(母乳は乳児にとって最良の食品である)または育児または母乳育児の優位性に関する同様の記述。
- d. 医師からの医学的適応および正しい使用方法の情報に基づく製品のみ使用できるという記述。

##### MP-ASI 向けの場合では、次のことを提示しなければならない

- a. MP-ASI の食事および間食は、医学的適応がない限り 6 か月未満の乳児を対象とするものではないという記述。
- b. 乳児(6~12 か月)および幼児(12~24 か月)の 1 日あたりの食事摂取量に関する情報。

#### e. アレルゲン表示

アレルギー反応を引き起こす可能性のある原料等を記載する必要がある。原料等には、グルテン(小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト)を含む穀物類、

---

<sup>1</sup> 2 種類の PKGG がある

—特別食のための加工食品：乳児、幼児、または児童用調整乳、MP-ASI、スポーツ選手、妊婦または授乳婦、および減量プログラム

—医療ニーズのための加工食品：栄養不良、先天性代謝異常、未熟児、乳糖不耐症、糖尿病、慢性肝など

<sup>2</sup> 1 歳未満の乳幼児を対象とした離乳食

<sup>3</sup> 母乳育児と並行して他の食事を与える場合を対象とした離乳食(6~24 か月)

甲殻類、  
鶏卵、  
魚類、  
ピーナッツ、  
大豆、  
牛乳(乳糖を含む)、  
木の实、  
亜硫酸塩(>100 ppm)、  
およびこれらの成分を含む(高度精製食品を除く)すべての加工製品が含まれる。

#### f. 食品添加物を含む加工食品

食品添加物を含む食品表示には、次の情報を含めなければならない: 食品添加物の種類名(つまり、酸化防止剤、人工甘味料、保存料、着色料、強化剤)、食品添加物の名称、および食品添加物の登録番号。キャリーオーバーとなる食品添加物については、食品添加物の名称の後に記述しなければならない。

人工甘味料を含む食品の表示情報には次のことを含めなければならない。

- ・「人工甘味料を含む」という文言
- ・5歳未満の子供および妊婦・授乳婦による製品の摂取の可否について表示しなければならない(該当する場合)。
- ・甘味料の含有量(mg/kg、%、または1人分あたりのmg)。
- ・「糖尿病の患者および/または低カロリーのを必要とする人向けである」旨の文言を表示しなければならない(該当する場合)。
- ・アスパルテームを含む製品に関しては「フェニルアラニンを含むため、フェニルケトン尿症患者には適していない」および「加熱食品には適していない」旨の文言を記載しなければならない。
- ・ポリオールを含む製品に関しては「過剰摂取では下痢症状をきたす」旨の文言を記載しなければならないと。
- ・単糖当量(ショ糖との比較)
- ・一日摂取許容量(ADI)

着色料を含む製品には、以下のラベル情報を含める必要がある:

色素指数(CI)

- ・下記に示す通り、緑色の枠内に緑色の大文字で「PEWARNA PANGAN」(着色料)または「PEWARNA MAKANAN」(着色料)と表記される:



- ・黒色の丸で囲まれた M(Makanan または食品) のロゴ



BPOM 規定では、食品ラベルや広告における食品添加物を含まない食品である旨の主張を禁止している。食品添加物には、酸化防止剤、固化防止剤、pH 調整剤、人工甘味料、漂白剤、乳化剤、安定剤、増粘剤、硬化剤、保存料、着色料、香料および風味増強剤、および金属イオン封鎖剤が含まれる。禁止される文言には、「～フリー」、「～なし」、「～を含まない」などの表現、およびこれに類似した語句が含まれる。

BPOM 規定第 23 号/2016(BPOM 規定第 HK00.06.1.52.6635(2007)の置き換えている)では、食品製造業者が添加物を含まない食品をいつどのように表示するかについて明確に記述している。「特定の食品添加物を含まない」という旨のラベルでの文言については、人工甘味料、保存料、合成食品着色料、酸化防止剤、および食品強化剤について言及する場合にのみ使用できる。表示の主張では、特定の甘味料が含まれていないことを明記することはできないが、一般的に「人工甘味料を含まない」という記述をすることは可能である。

BPOM 規定第 31 号/2018(BPOM 規定第 23 号/2016 および HK00.06.1.52.6635(2007)を置き換えている)

## g. ハラル

ハラル製品認証に関する法令第 33 号/2014 に従って、ハラル製品安全庁 (BPJPH) と呼ばれる宗教省 (MoRA) の傘下にある新しい機関では、ハラル認証書および製品ハラル表示の発行と取り消しの権限を所有している。

MoRA 規定第 26 号/2019 に従い、企業はハラル認証を受けたすべての製品にハラル表示を含めなければならない。ハラル表示は読みやすく、かつ簡単に除去または改ざんされてはならない。輸入製品の場合では、規定により、承認を受けた外国ハラル認証機関 (FHCB) からのハラル表示である場合がある。

ハラル製品安全法 (2014 年) は 2019 年 10 月 17 日に施行されたが、最終的な実施規定および料金計画についてはまだ公開されていない。現在、食肉および食肉製品、家禽および家禽製品、および乳製品の輸入には、ハラル認証およびその表示が義務付けられている。新しいハラル製品安全法では、2024 年 10 月 17 日までにすべての食品および飲料製品に必須のハラル認証、およびその表示 (または非ハラル製品に対する非ハラル (non-halal) の表示) が義務付けられることが予測されている。この時点までにハラル認証を取得していない製品に関しては、非ハラルの注釈を含めることになる。非ハラル情報は、製品包装、製品の特定部分、または製品の特定箇所に添付されている写真、記号、または語句とすることが可能である。

非ハラル情報の例として、上記の特定製品に関する *食品表示に関する追加情報の要点* (a. 豚肉を含む食品) および要点 (b. アルコールを含む食品および飲料) が挙げられる。豚肉およびアルコール以外の非ハラル成分による製品には、異なる色彩と成分組成で「成分名」を示す語句の形式で非ハラル情報を添付しなければならない。

*注記: インドネシア共和国では現在、2014 年ハラル法に基づく製品認証に関連する最終実施規定の発行手続きを進めている。これらの要件と解釈とが変更される可能性があるため、ハラル表示に関連する特定の要件について、輸出者は輸入者へ確認することを推奨する。*

## h. 食品照射

照射された包装食品には、食品の種類名の後に「IRADIASI」(照射済み) という語句を記載しなければならない。またラベルには、照射理由と下記に示すロゴを含める必要がある。



このほか、放射線施設の名称および所在地、照射実施の年月、またその作業が実施された国名の記載も必要となる。食品が再照射できない場合は、ラベルに「TIDAK BOLEH DIRADIASI ULANG」(再照射してはならない) という文言を含める必要がある。

## i. バイオテクノロジー

BPOM 規定第 31 号/2018 では、遺伝子組み換え製品に由来する食品のラベルに「PRODUK REKAYASA GENETIK」(遺伝子組み換え製品) の文言を記載するがあるとしている。しかしながら、遺伝子組み換え作物が特定できない程度にさらなる精製工程を経た製品の誘導体 (油、脂肪、スクロース、デンプンを含むがこれらに限定されない) に関しては、遺伝子組み換えではない (non-GMO) との記載は必要としていない。

さらに Gol は、遺伝子組み換え工程に由来する含有量を 5% 以上含む食品にのみラベルを付けることを義務付けている。

## j. 有機食品

インドネシア共和国の有機加工食品の要件を満たす加工食品については、以下に示すような有機の語句とインドネシア共和国の有機ロゴをラベルに使用することが可能である。国内および輸入された有機食品には、インドネシア共和国の有機認証機関またはインドネシア共和国に本拠地を置き国家認定委員会 (KAN) による認定を受けた外国の有機認証機関による有機証明書が必要である。また輸入された有機製品は、KAN により認定された原産国の認証機関により発行された有機証明書を保持することも許可されている。外国の有機ロゴをインドネシア共和国のロゴの横に配置するこ

とができる。



Size : 125mm x 125mm  
Line : 4pt  
Font : Palatino Linotype

C:40 - M:100 - Y:100 - K:10

C:100 - M:0 - Y:100 - K:0

#### k. 天然原料を用いた食品

天然原料を用いた食品の表示には、関連する天然原料の含有量がインドネシア国家規格(SNI)に規定される最低含有量を超える場合、食品が天然成分から由来するという情報を含めることができる。

#### 加工食品やファースト・フードにおける健康に関するメッセージ、砂糖や塩、脂質含有量の情報

保健省(MoH)規定第30号/2013(MoH規定第63号/2015により改正)では、砂糖、塩、脂肪の含有量に関する情報と健康メッセージをラベルに記載するよう小売商向けの加工食品生産者に対し要求している。MoH規定第30号/2013に従い、ラベルには「一人あたり50g/日以上、2,000mg/日以上、または67g/日以上、高血圧、脳卒中、糖尿病、心臓発作のリスクを高める。」という旨を健康メッセージとして記載する必要がある。本規定は2019年に施行され、この施行に続きBPOMは加工食品向けの栄養情報表示に関する規定第22号/2019を発令した。